

# 1 市民相談の概要

## (1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「くらし安心課」の新設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、くらしに関する総合的な相談窓口として「くらし安心110番（21-3110・さあひやくとうばん）」を開設しました。

「くらし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取り確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げよう努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

市民相談の平成28年度の相談件数は、2,728件となっており、電話による相談が2,191件、来庁による面談での相談が518件、Eメール・文書での相談が19件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が1,338件、行政相談が1,390件となっております。

### 平成28年度「くらし安心110番」受付状況

相談の形態	件 数	うち行政相談
来 庁	518件	252件
電 話	2, 191件	1, 119件
Eメール	19件	19件
文 書	0件	0件
計	2, 728件	1, 390件

くらし安心110番（一般・行政相談）（H24～28年度）

（単位：件）

所 管 部 局 名		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
行政相談	企 画 部	9	17	17	12	17
	総 務 部	40	49	45	24	14
	財 務 部	59	72	58	34	41
	競 輪 事 業 部	1	0	0	0	3
	市 民 部	511	690	420	398	257
	保 健 福 祉 部	300	342	272	259	276
	保 健 所	91	145	151	127	77
	子 ど も 未 來 部	15	29	38	20	21
	環 境 部	122	107	138	72	56
	経 済 部	25	12	7	14	3
	観 光 部	9	3	9	6	11
	農 林 水 産 部	5	2	9	12	8
	土 木 部	159	189	162	196	110
	都 市 建 設 部	142	125	155	96	98
	港 湾 空 港 部	0	0	2	2	0
	消 防 本 部	15	18	9	5	10
	教 育 委 員 会	31	26	10	21	11
	企業局（上下水道部）	78	19	15	19	17
	企業局（交 通 部）	7	7	9	8	8
	函 館 病 院	9	7	5	7	3
	そ の 他 局	3	4	6	9	7
	他 官 庁	135	192	164	210	342
行政相談計 (うち他部局と調整・回答)		1,766 (180)	2,055 (331)	1,701 (273)	1,551 (171)	1,390 (113)
一般相談		1,641	1,359	1,672	1,596	1,338
合 計		3,407	3,414	3,373	3,147	2,728

## (2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となつており相談項目によって曜日等が異なっています。

### 平成29年度 市民特別相談開設状況

(本庁舎)

相談項目	曜 日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
困りごと 心配ごと	第1, 3 火曜	9:30 ~ 11:30	函館人権擁護委員 協議会	夫婦や親子関係のもめごと 職場や学校でのいじめ、家庭内暴力、 隣近所のいやがらせ、不当な差別等
くらしの 法律手続	第1火曜	13:00 ~ 15:00	北海道行政書士会 函館支部	契約書・相続等に関する書類の作成方法 官公署等に提出する申請書の作成方法
法 律	毎週 水曜・金曜	13:00 ~ 15:00	函館弁護士会	金銭の貸借、契約上のトラブル等、 相続、離婚問題、 その他民事問題（交通事故・医療事故、 事業経営に関する相談を除く）
土地家屋	1月～6月 第2, 4 木曜 7月～12月 第2木曜	10:00 ~ 12:00	北海道 不動産鑑定士協会	土地・建物等の価格 賃貸借料、権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
登記全般	第2, 3, 4 木曜	13:00 ~ 15:00	函館司法書士会	相続・贈与の手続き 不動産等の登記・供託の手続き等

(亀田支所)

相談項目	曜 日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
法 律	第1, 3 火曜	13:00 ~ 15:00	函館弁護士会	金銭の貸借、契約上のトラブル等、 相続、離婚問題、 その他民事問題（交通事故・医療事故、 事業経営に関する相談を除く）

(3) 市民特別相談内容別件数の推移 (平成24年度～平成28年度)

(単位：件)

相談区分	相 談 内 容	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
困りごと 心配ごと	学校や職場でのいじめ		1	1		
	家庭内暴力やもめごと	12	11	4	4	2
	隣近所のいやがらせ	5	4	5		4
	離婚に関すること	6	7	6	3	2
	子供の親権、教育	1		1		
	騒音等生活権の侵害	1	1	1	1	
	その他	9	7	3	2	2
計		34	31	21	10	10
暮らしの 法律手続き	行政事務手続に関すること	11	12	4	3	2
	その他	18	10	16	6	8
	計	29	22	20	9	10
法 律	相続、遺言、贈与	113	141	117	109	126
	貸金取り立て、借金返済	98	83	64	49	48
	慰謝料、損害賠償に関すること	83	52	46	40	46
	保証人に関すること	14	20	14	11	7
	土地家屋に関すること	130	146	128	91	96
	交通事故に関すること	5	7	5	3	
	離婚問題に関すること	169	156	124	119	122
	契約に関すること	30	31	31	36	25
	労働問題に関すること	8	9	7	6	3
	その他	85	71	83	76	72
計		735	716	619	540	545
土地家屋	家賃、地代金に関すること	13	11	18	5	9
	土地、家屋の売買に関すること	15	17	22	14	19
	立ち退き、明け渡しに関すること	9	10	2	1	1
	賃貸借契約に関すること	4	8	11	10	6
	権利金、敷金に関すること	2	1	1		
	境界に関すること	8	1	3		
	その他	6	9	7	3	
	計	57	57	64	33	35
登記全般	土地、家屋の名義変更に関すること	37	28	20	20	19
	相続に関すること	74	73	62	60	36
	その他	37	21	14	13	11
	計	148	122	96	93	66
合 計		1,003	948	820	685	666

## 2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金（多重債務）に関する相談が急激に増加し、また、借金（多重債務）問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

### （1）本市の多重債務相談の特色

#### ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金（多重債務）問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口に誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築しています。

#### イ 法律専門家への同行

借金（多重債務）問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

#### 相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
相談人数	248人	286人	277人	224人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	45人	47人	45人	27人

### （2）多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考え方のもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

## 平成28年度出前講座開催実績

実施日	実施機関	対象	受講者数
H28. 4. 5	北海道教育大学函館校	新入生	293 人
H28. 4. 6	公立はこだて未来大学	新入生	230 人
H28. 10. 27	北海道国際交流センター 若者サポートステーション	15～39歳の若者	10 人
H28. 10. 27	函館短期大学	食物栄養学科1年生	147 人
H28. 10. 27	函館短期大学	保育学科1年生	
H28. 11. 16	函館大学付属有斗高等学校	3年生	174 人
H28. 12. 2	遺愛女子高等学校	3年生	87 人
H28. 12. 9	函館工業高等学校	定時制4年生	5 人
H29. 1. 25	函館白百合学園高等学校	3年生	92 人
H29. 3. 9	市立臼尻中学校	3年生	11 人
H29. 3. 10	市立恵山中学校	3年生	17 人
H29. 3. 13	市立尾札部中学校	3年生	22 人
H29. 3. 28	商工会議所・法人会共催 新入社員セミナー	新入社員	161 人
計			1,249 人

## 3 消費者行政の概要

### (1) 消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。

なお、平成24年度から広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等について渡島管内の10市町と連携を行っています。

## ア 消費生活センターの概要

### (ア) 施設の概要

- a 位 置 函館市若松町17番12号 (株)中合棒二森屋店本館6階
- b 面 積 110.73m<sup>2</sup>

### (イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

### (ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入  
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者  
(平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月～ 指定管理者  
(平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)  
※ 平成24年12月から法人格を取得  
特定非営利活動法人 函館消費者協会
- ・ 平成29年4月～ 指定管理者  
(平成29年4月～平成34年3月  
特定非営利活動法人 函館消費者協会)

平成28年度 消費生活センター商品別・内容別相談受付件数

(単位: 件)

内容別分類項目	受付		内容別相談件数														
	受付件数	うち苦情件数	安全衛生01	品質・機能・役務品02	法規基準03	価格料金04	計量目05	表示広告06	販売方法07	契約・解約08	接客対応09	包裝容器10	施設設備11	賈物相談12	生生活知識13	その他14	計
A商品一般	52	45			6	1		2	24	23	8				1	3	68
B食料品	106	100	8	20	1	1	1	8	61	67	25	1			2	2	197
C住居品	56	53	10	23	1	4		2	20	26	16				2		104
D光熱水品	18	16	1	2	2	5	1		4	5	6				1	1	28
E被服品	80	74		6		2			44	47	11				1	1	112
F保健衛生品	58	57	3	9		3	1	2	32	40	13					1	104
G教養娯楽品	133	128	1	18	2	7		2	74	83	19				1	1	208
H車両・乗り物	64	62	3	10		5			21	41	6						86
I土地・建物・設備	154	144		5		3	1	2	7	17	8					1	44
J他の商品	3	3							2	2							4
商品計(A~J)	724	682	26	93	12	31	4	18	289	351	112	1	0	4	5	9	955
Kクリーニング	0	0	1	6					2	4	3						16
Lレンタル・リース・賃貸	0	0		9	1	35			14	62	7					1	129
M工事・建築・加工	0	0		14		6			12	23	13					2	70
N修理・補修	0	0		5	1	6			12	9	8				1		42
O管理・保管	0	0				2				1							3
P役務一般	11	11							4	11							15
Q金融・保険サービス	88	77	2		6	7		1	35	57	18				1	2	129
R運輸・通信サービス	482	475		7	4	26		14	389	402	31				1	1	875
S教育サービス	5	4		1					2	4	1						8
T教養・娯楽サービス	32	32		1		5		1	14	24	6						51
U保健・福祉サービス	32	28	3	3	1	5			5	15	9				1	1	43
V他の役務	56	51	2	2	2	4		3	29	35	11				1	2	91
W内職・副業・相場	10	9							8	6	1						15
X他の行政サービス	12	4			4				1	3						5	13
役務計(K~X)	728	691	8	48	19	96	0	19	527	656	108	0	0	4	1	14	1,500
Z他の相談	42	3															
総件数	1,494	1,376	34	141	31	127	4	37	816	1,007	220	1	0	8	6	23	2,455

※内容別相談件数は、1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

## (2) 消費者意識向上啓発事業

### ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共に街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

### イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

### ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

### エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害者を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

## (3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）および家庭用品品質表示法に基づき、製品に適合した表示が付されているか、無表示となっていないか、あるいは特定の製品を販売するにあたって、所定の説明義務などが果たされているか、これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

### 立入検査実施状況

区分	26年度	27年度	28年度
立入店舗数	35店	41店	41店
検査商品点数	2,738点	1,060点	588点

## (4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

#### ア 調査の概要

- (ア) 調査日 毎月 12 日
- (イ) 調査品目 家庭用灯油（1リットル・ホームタンク配達価格）  
プロパンガス（5立米／10立米・基本料金を含む）  
軽油（1リットル・店頭価格、セルフを除く）  
A重油（1リットル・ローリー配達価格）  
レギュラーガソリン（1リットル・店頭価格、セルフを除く）
- (ウ) 調査店 販売店 28 店
- (エ) 調査方法 電話による聞き取り調査

## 4 市民生活推進

### （1）町会組織

町会では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯、交通安全、防災、青少年の健全育成などの諸問題に対し、積極的な取り組みを行っています。その組織数は、平成29年7月末現在183町会となっています。

### （2）認可地縁団体

町会・自治会における不動産登記等財産上の諸問題を解決するため、地方自治法第260条の2の定めにより、一定要件を満たす町会・自治会等は法人格を市町村の認可により取得することができます。本市では平成29年7月末現在、67の町会・自治会が「認可地縁団体」となっています。

### （3）町会交付金

町会の運営は、会員の会費を主財源に運営していますが、町会活動のより一層の促進と活性化を図るため、交付金を交付しています。

町会交付金の推移

（単位：千円）

年度	町会数	交付金額	備考
26	184	69,590	平成28年度交付基準
27	183	69,206	世帯割 1世帯 370円 組織割 1町会 18,200円 ～ 108,900円
28	182	69,659	

### （4）町会会館建設費補助金

町会、自治会等地域住民が組織する団体が、自主的活動に資するため会館を建設（新築・増改築および建物の取得）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費補助金の推移

（単位：千円）

年度	設置会館数	補助金額	備考
26	7	12,374	工事費の2分の1以内とし、限度額1,000万円。
27	5	10,406	バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合には
28	9	27,759	さらに100万円が上乗せされます。

## (5) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

平成29年7月末現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部地区	1	7	<b>入舟町会, 船見町第一町会</b> 第二船見町会, 弥生町会 <b>○天神町会, 弁天町会</b> <b>大町町会</b>	東央地区	11	9	上湯川町会, 上湯川団地町会 <b>旭岡町会</b> , 西旭岡市営自治会 <b>龟尾町会, 蛾眉野町会</b> 西旭岡町会, 鰐川町会 ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会, 元町町会 青柳町会, ○谷地頭町さわやか町会 <b>住吉町会</b> , 宝来町会 <b>東川町会</b> , 豊川町会				根崎町会, 高松町会 高松町親交会, 高根西部町会 空港団地町会, 志海苔町会
	3	7	<b>大手町会</b> , 栄町会, <b>旭町会</b> 東雲町会, <b>大森町会</b> <b>松風町会</b> , <b>若松町会</b>		12	14	<b>三協町会, 錢亀町会</b> <b>望洋団地自治会, 新湊町会</b> <b>古川町会, 豊原町会</b> <b>石崎町会, 舞野町会</b>
	4	6	<b>千歳町会</b> , 新川町会 <b>上新川町会</b> , 海岸町内会 <b>大綱町会</b> , <b>松川町会</b>				函館市桔梗町会, 桔梗北町会 <b>桔梗西部町会, 石川町会</b> ○ききょうの里自治会
中央地区	5	12	万代町会, <b>北浜町会</b> <b>港町会</b> , 港町北部町会 <b>追分町会, 亀田町民会</b> <b>大川町会</b> , 白鳥町会 田家町会, <b>八幡町会</b> 宮前町会 道営大川団地自治会	北部地区	14	5	亀田本町第一町会 亀田本町第二町会 亀田本町第四町会 亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
	6	11	<b>中島町会</b> , 千代台町会 <b>堀川町会, 高盛町会</b> 宇賀浦町会, 函館市日乃出町会 <b>的場町会</b> , 金堀広野町会 金堀町はまなす町会 函館少年刑務所宿舎町会 日乃出改良団地自治会				<b>昭和町会</b> , 東富岡町会 <b>函館市富岡町一丁目町会</b>
	7	13	<b>時任町会</b> , 本町会, <b>梁川町会</b> <b>杉並町会, 五稜郭町会</b> 柳町町会, <b>函館市松陰町会</b> <b>人見町会, 人見南町会</b> <b>乃木町会</b> , 柏木町会 川原町親和会, 川原町会		15	3	<b>函館市赤川町会</b> , 美原町会 函館市美原グリーン町会 北美原町会
東央地区	8	8	<b>深堀町会, 深駒町会</b> ○深堀町稔が丘団地自治会 駒場自治町会, 湯浜町会 広野北部町会, 駒場団地町会 東深堀町会				中道一丁目町会, 函館市本通町会 南本通町会, 本通中央町会
	9	13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 <b>湯川三丁目町会, 櫻本町会</b> 戸倉ヶ丘町会, <b>高丘町会</b> 湯川温泉町会, 上野町会 香雪団地自治会, 高丘団地自治会 見晴町会, 鈴蘭丘町会, 滝晴町会	東部地区	16	4	<b>神山町会</b> , 鍛治町会 中道第二町会, <b>陣川あさひ町会</b> 陣川みどり町会
	10	14	<b>花園町会</b> , 函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会, 日吉町第六団地自治会 <b>日吉町会</b> , 日吉東部町会 日吉町北栄会, 日吉北団地会 日吉四丁目町会, ○雇用促進自治会町会 <b>日吉南団地自治会</b> 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会, 日吉親互会				<b>山の手町会</b> , ひばりが丘町会 <b>函館市東山町会</b> <b>ニュー東山町会</b> <b>東山見晴台団地町会</b> 山の手2丁目中央町会
					20	10	<b>小安町会, 釜谷町会</b> , 汐首町内会 瀬田来町内会, 弁才町町内会 泊町町内会, 館町町内会, 西浜町会 東浜町内会, 原木二見町会
							日浦町内会, 尻岸内町内会, 中浜町内会 女那川町内会, 日ノ浜町内会 古武井町内会, <b>恵山町内会</b> , 御崎町内会
							<b>榎法華町会</b> 新浜町二町内会, 銚子町内会
				21	8	古部町内会, 木直町内会, 尾札部町内会 川汲町内会, 安浦町内会, 白尻町内会 大船町内会, 磯谷町内会	

※ 町会数 183町会, 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は函館市町会連合会の区分による。ただし○印は連合会未加入町会

## (6) 街路灯設置および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置する町会、団体、個人に対し、設置工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置および電灯料補助金の推移

(単位：千円)

年度	設 置 費 補 助		電 灯 料 補 助		備 考
	灯 数	補 助 金 額	灯 数	補 助 金 額	
26	2,185	66,973	23,109	90,825	(平成28年度補助基準) ○街路灯設置 工事額の8/10(LED灯については8.5/10)と補助限度額のいずれか少ない方の額
27	3,209	96,538	23,027	90,110	○電灯料 8/10
28	2,686	83,170	22,959	76,280	

## (7) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果がある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け防犯パトロール車に使用する際に、平成22年度から1台につき年額5千円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：千円)

年度	町会数	台 数	交付金額	備 考
26	41	73	365	
27	37	69	345	平成28年度交付基準 青色回転灯装備車 1台 5,000円
28	37	66	330	

## (8) 町会備品設備整備費補助金

町会、自治会等地域住民が組織する団体が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移

(単位：千円)

年度	団体数	補 助 金 額	備 考
27	13	4,296	
28	11	1,838	事業費の2分の1以内とし、限度額50万円

## 5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業（都道府県地域事業）を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業（事業費850,000円）」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

### 平成28年度 地域人権啓発活動活性化事業

事業区分	事業内容
1 人権の花運動	児童が互いに協力し合い、花を育てることにより、情操を豊かにし、命の大切さや相手に対する思いやりの心を身につけてもらうことを目的に、市内の小学校9校に花の苗、土、肥料、プランターを贈った。
2 市電「人権号」の運行および無料貸切電車の運行	モニター付き市電のディスプレイに「人権啓発強調週間」等の啓発項目を、年間に実施される期間ごとに効果的に放映した。 運行期間：H28.5.1～H28.5.31（1ヶ月間） H28.11.1～H28.12.31（2ヶ月間）  人権号に小中学生の人権ポスターコンテスト優秀作品を掲示するほか、同乗した人権擁護委員が車内放送で人権啓発を行ったほか、啓発物の配布等も行った。 実施日：H28.12.4 乗車人数 66人
3 各種啓発物の配布	① 「ノック式消しゴム」の作製・配布 いじめや自殺防止を図るため、啓発文を印字した文房具を作成し、市内小学6年生全員に配布し、人権啓発を図った。 (2,200本)  ② 各種人権関連行事を周知するチラシの配布 各種人権啓発事及び特設人権困りごと相談所の開設等に係るチラシを作成、市民に配布し行事の周知を図った。

# 1 市民相談の概要

## (1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「くらし安心課」の新設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、くらしに関する総合的な相談窓口として「くらし安心110番（21-3110・さあひやくとうばん）」を開設しました。

「くらし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取り確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げよう努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

市民相談の平成28年度の相談件数は、2,728件となっており、電話による相談が2,191件、来庁による面談での相談が518件、Eメール・文書での相談が19件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が1,338件、行政相談が1,390件となっております。

### 平成28年度「くらし安心110番」受付状況

相談の形態	件 数	うち行政相談
来 庁	518件	252件
電 話	2, 191件	1, 119件
Eメール	19件	19件
文 書	0件	0件
計	2, 728件	1, 390件

くらし安心110番（一般・行政相談）（H24～28年度）

（単位：件）

所 管 部 局 名		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
行政相談	企 画 部	9	17	17	12	17
	総 務 部	40	49	45	24	14
	財 務 部	59	72	58	34	41
	競 輪 事 業 部	1	0	0	0	3
	市 民 部	511	690	420	398	257
	保 健 福 祉 部	300	342	272	259	276
	保 健 所	91	145	151	127	77
	子 ど も 未 來 部	15	29	38	20	21
	環 境 部	122	107	138	72	56
	経 済 部	25	12	7	14	3
	観 光 部	9	3	9	6	11
	農 林 水 産 部	5	2	9	12	8
	土 木 部	159	189	162	196	110
	都 市 建 設 部	142	125	155	96	98
	港 湾 空 港 部	0	0	2	2	0
	消 防 本 部	15	18	9	5	10
	教 育 委 員 会	31	26	10	21	11
	企業局（上下水道部）	78	19	15	19	17
	企業局（交 通 部）	7	7	9	8	8
	函 館 病 院	9	7	5	7	3
	そ の 他 局	3	4	6	9	7
	他 官 庁	135	192	164	210	342
行政相談計 (うち他部局と調整・回答)		1,766 (180)	2,055 (331)	1,701 (273)	1,551 (171)	1,390 (113)
一般相談		1,641	1,359	1,672	1,596	1,338
合 計		3,407	3,414	3,373	3,147	2,728

## (2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となつており相談項目によって曜日等が異なっています。

### 平成29年度 市民特別相談開設状況

(本庁舎)

相談項目	曜 日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
困りごと 心配ごと	第1, 3 火曜	9:30 ~ 11:30	函館人権擁護委員 協議会	夫婦や親子関係のもめごと 職場や学校でのいじめ、家庭内暴力、 隣近所のいやがらせ、不当な差別等
くらしの 法律手続	第1火曜	13:00 ~ 15:00	北海道行政書士会 函館支部	契約書・相続等に関する書類の作成方法 官公署等に提出する申請書の作成方法
法 律	毎週 水曜・金曜	13:00 ~ 15:00	函館弁護士会	金銭の貸借、契約上のトラブル等、 相続、離婚問題、 その他民事問題（交通事故・医療事故、 事業経営に関する相談を除く）
土地家屋	1月～6月 第2, 4 木曜 7月～12月 第2木曜	10:00 ~ 12:00	北海道 不動産鑑定士協会	土地・建物等の価格 賃貸借料、権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
登記全般	第2, 3, 4 木曜	13:00 ~ 15:00	函館司法書士会	相続・贈与の手続き 不動産等の登記・供託の手続き等

(亀田支所)

相談項目	曜 日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
法 律	第1, 3 火曜	13:00 ~ 15:00	函館弁護士会	金銭の貸借、契約上のトラブル等、 相続、離婚問題、 その他民事問題（交通事故・医療事故、 事業経営に関する相談を除く）

(3) 市民特別相談内容別件数の推移 (平成24年度～平成28年度)

(単位：件)

相談区分	相 談 内 容	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
困りごと 心配ごと	学校や職場でのいじめ		1	1		
	家庭内暴力やもめごと	12	11	4	4	2
	隣近所のいやがらせ	5	4	5		4
	離婚に関すること	6	7	6	3	2
	子供の親権、教育	1		1		
	騒音等生活権の侵害	1	1	1	1	
	その他	9	7	3	2	2
計		34	31	21	10	10
暮らしの 法律手続き	行政事務手続に関すること	11	12	4	3	2
	その他	18	10	16	6	8
	計	29	22	20	9	10
法 律	相続、遺言、贈与	113	141	117	109	126
	貸金取り立て、借金返済	98	83	64	49	48
	慰謝料、損害賠償に関すること	83	52	46	40	46
	保証人に関すること	14	20	14	11	7
	土地家屋に関すること	130	146	128	91	96
	交通事故に関すること	5	7	5	3	
	離婚問題に関すること	169	156	124	119	122
	契約に関すること	30	31	31	36	25
	労働問題に関すること	8	9	7	6	3
	その他	85	71	83	76	72
計		735	716	619	540	545
土地家屋	家賃、地代金に関すること	13	11	18	5	9
	土地、家屋の売買に関すること	15	17	22	14	19
	立ち退き、明け渡しに関すること	9	10	2	1	1
	賃貸借契約に関すること	4	8	11	10	6
	権利金、敷金に関すること	2	1	1		
	境界に関すること	8	1	3		
	その他	6	9	7	3	
	計	57	57	64	33	35
登記全般	土地、家屋の名義変更に関すること	37	28	20	20	19
	相続に関すること	74	73	62	60	36
	その他	37	21	14	13	11
	計	148	122	96	93	66
合 計		1,003	948	820	685	666

## 2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金（多重債務）に関する相談が急激に増加し、また、借金（多重債務）問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

### （1）本市の多重債務相談の特色

#### ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金（多重債務）問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口に誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築しています。

#### イ 法律専門家への同行

借金（多重債務）問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

#### 相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
相談人数	248人	286人	277人	224人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	45人	47人	45人	27人

### （2）多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考え方のもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

## 平成28年度出前講座開催実績

実施日	実施機関	対象	受講者数
H28. 4. 5	北海道教育大学函館校	新入生	293 人
H28. 4. 6	公立はこだて未来大学	新入生	230 人
H28. 10. 27	北海道国際交流センター 若者サポートステーション	15～39歳の若者	10 人
H28. 10. 27	函館短期大学	食物栄養学科1年生	147 人
H28. 10. 27	函館短期大学	保育学科1年生	
H28. 11. 16	函館大学付属有斗高等学校	3年生	174 人
H28. 12. 2	遺愛女子高等学校	3年生	87 人
H28. 12. 9	函館工業高等学校	定時制4年生	5 人
H29. 1. 25	函館白百合学園高等学校	3年生	92 人
H29. 3. 9	市立臼尻中学校	3年生	11 人
H29. 3. 10	市立恵山中学校	3年生	17 人
H29. 3. 13	市立尾札部中学校	3年生	22 人
H29. 3. 28	商工会議所・法人会共催 新入社員セミナー	新入社員	161 人
計			1,249 人

## 3 消費者行政の概要

### (1) 消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。

なお、平成24年度から広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等について渡島管内の10市町と連携を行っています。

## ア 消費生活センターの概要

### (ア) 施設の概要

- a 位 置 函館市若松町17番12号 (株)中合棒二森屋店本館6階
- b 面 積 110.73m<sup>2</sup>

### (イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

### (ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入  
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者  
(平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月～ 指定管理者  
(平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)  
※ 平成24年12月から法人格を取得  
特定非営利活動法人 函館消費者協会
- ・ 平成29年4月～ 指定管理者  
(平成29年4月～平成34年3月  
特定非営利活動法人 函館消費者協会)

平成28年度 消費生活センター商品別・内容別相談受付件数

(単位: 件)

内容別分類項目	受付		内容別相談件数														
	受付件数	うち苦情件数	安全衛生01	品質・機能・役務品02	法規基準03	価格量04	計画目05	表示広告06	販売方法07	契約・解約08	接客対応09	包裝容器10	施設設備11	賈物相談12	生生活知識13	その他14	計
A商品一般	52	45			6	1		2	24	23	8				1	3	68
B食料品	106	100	8	20	1	1	1	8	61	67	25	1			2	2	197
C住居品	56	53	10	23	1	4		2	20	26	16				2		104
D光熱水品	18	16	1	2	2	5	1		4	5	6				1	1	28
E被服品	80	74		6		2			44	47	11				1	1	112
F保健衛生品	58	57	3	9		3	1	2	32	40	13					1	104
G教養娯楽品	133	128	1	18	2	7		2	74	83	19				1	1	208
H車両・乗り物	64	62	3	10		5			21	41	6						86
I土地・建物・設備	154	144		5		3	1	2	7	17	8					1	44
J他の商品	3	3							2	2							4
商品計(A~J)	724	682	26	93	12	31	4	18	289	351	112	1	0	4	5	9	955
Kクリーニング	0	0	1	6					2	4	3						16
Lレンタル・リース・賃貸	0	0		9	1	35			14	62	7					1	129
M工事・建築・加工	0	0		14		6			12	23	13					2	70
N修理・補修	0	0		5	1	6			12	9	8				1		42
O管理・保管	0	0				2				1							3
P役務一般	11	11							4	11							15
Q金融・保険サービス	88	77	2		6	7		1	35	57	18				1	2	129
R運輸・通信サービス	482	475		7	4	26		14	389	402	31				1	1	875
S教育サービス	5	4		1					2	4	1						8
T教養・娯楽サービス	32	32		1		5		1	14	24	6						51
U保健・福祉サービス	32	28	3	3	1	5			5	15	9				1	1	43
V他の役務	56	51	2	2	2	4		3	29	35	11				1	2	91
W内職・副業・相場	10	9							8	6	1						15
X他の行政サービス	12	4			4				1	3						5	13
役務計(K~X)	728	691	8	48	19	96	0	19	527	656	108	0	0	4	1	14	1,500
Z他の相談	42	3															
総件数	1,494	1,376	34	141	31	127	4	37	816	1,007	220	1	0	8	6	23	2,455

※内容別相談件数は、1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

## (2) 消費者意識向上啓発事業

### ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共に街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

### イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

### ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

### エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害者を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

## (3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）および家庭用品品質表示法に基づき、製品に適合した表示が付されているか、無表示となっていないか、あるいは特定の製品を販売するにあたって、所定の説明義務などが果たされているか、これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

### 立入検査実施状況

区分	26年度	27年度	28年度
立入店舗数	35店	41店	41店
検査商品点数	2,738点	1,060点	588点

## (4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

#### ア 調査の概要

- (ア) 調査日 毎月 12 日
- (イ) 調査品目 家庭用灯油（1リットル・ホームタンク配達価格）  
プロパンガス（5立米／10立米・基本料金を含む）  
軽油（1リットル・店頭価格、セルフを除く）  
A重油（1リットル・ローリー配達価格）  
レギュラーガソリン（1リットル・店頭価格、セルフを除く）
- (ウ) 調査店 販売店 28 店
- (エ) 調査方法 電話による聞き取り調査

## 4 市民生活推進

### （1）町会組織

町会では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯、交通安全、防災、青少年の健全育成などの諸問題に対し、積極的な取り組みを行っています。その組織数は、平成29年7月末現在183町会となっています。

### （2）認可地縁団体

町会・自治会における不動産登記等財産上の諸問題を解決するため、地方自治法第260条の2の定めにより、一定要件を満たす町会・自治会等は法人格を市町村の認可により取得することができます。本市では平成29年7月末現在、67の町会・自治会が「認可地縁団体」となっています。

### （3）町会交付金

町会の運営は、会員の会費を主財源に運営していますが、町会活動のより一層の促進と活性化を図るため、交付金を交付しています。

町会交付金の推移

（単位：千円）

年度	町会数	交付金額	備考
26	184	69,590	平成28年度交付基準
27	183	69,206	世帯割 1世帯 370円 組織割 1町会 18,200円 ～ 108,900円
28	182	69,659	

### （4）町会会館建設費補助金

町会、自治会等地域住民が組織する団体が、自主的活動に資するため会館を建設（新築・増改築および建物の取得）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費補助金の推移

（単位：千円）

年度	設置会館数	補助金額	備考
26	7	12,374	工事費の2分の1以内とし、限度額1,000万円。
27	5	10,406	バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合には
28	9	27,759	さらに100万円が上乗せされます。

## (5) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

平成29年7月末現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部地区	1	7	<b>入舟町会, 船見町第一町会</b> 第二船見町会, 弥生町会 <b>○天神町会, 弁天町会</b> <b>大町町会</b>	東央地区	11	9	上湯川町会, 上湯川団地町会 <b>旭岡町会</b> , 西旭岡市営自治会 <b>龟尾町会, 蛾眉野町会</b> 西旭岡町会, 鰐川町会 ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会, 元町町会 青柳町会, ○谷地頭町さわやか町会 <b>住吉町会</b> , 宝来町会 <b>東川町会</b> , 豊川町会				根崎町会, 高松町会 高松町親交会, 高根西部町会 空港団地町会, 志海苔町会
	3	7	<b>大手町会</b> , 栄町会, <b>旭町会</b> 東雲町会, <b>大森町会</b> <b>松風町会</b> , <b>若松町会</b>		12	14	三協町会, <b>錢亀町会</b> <b>望洋団地自治会</b> , <b>新湊町会</b> <b>古川町会</b> , <b>豊原町会</b> <b>石崎町会</b> , <b>轟野町会</b>
	4	6	<b>千歳町会</b> , 新川町会 <b>上新川町会</b> , 海岸町内会 <b>大綱町会</b> , <b>松川町会</b>				函館市桔梗町会, 桔梗北町会 <b>桔梗西部町会</b> , <b>石川町会</b> ○ききょうの里自治会
中央地区	5	12	万代町会, <b>北浜町会</b> <b>港町会</b> , 港町北部町会 <b>追分町会</b> , <b>亀田町民会</b> <b>大川町会</b> , 白鳥町会 田家町会, <b>八幡町会</b> 宮前町会 道営大川団地自治会	北部地区	14	5	亀田本町第一町会 亀田本町第二町会 亀田本町第四町会 亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
	6	11	<b>中島町会</b> , 千代台町会 <b>堀川町会</b> , <b>高盛町会</b> 宇賀浦町会, 函館市日乃出町会 <b>的場町会</b> , 金堀広野町会 金堀町はまなす町会 函館少年刑務所宿舎町会 日乃出改良団地自治会				<b>昭和町会</b> , 東富岡町会 <b>函館市富岡町一丁目町会</b>
	7	13	<b>時任町会</b> , 本町会, <b>梁川町会</b> <b>杉並町会</b> , <b>五稜郭町会</b> 柳町町会, <b>函館市松陰町会</b> <b>人見町会</b> , <b>人見南町会</b> <b>乃木町会</b> , 柏木町会 川原町親和会, 川原町会		17	4	<b>函館市赤川町会</b> , 美原町会 函館市美原グリーン町会 北美原町会
東央地区	8	8	<b>深堀町会</b> , <b>深駒町会</b> ○深堀町稔が丘団地自治会 駒場自治町会, 湯浜町会 広野北部町会, 駒場団地町会 東深堀町会	東部地区	18	5	中道一丁目町会, 函館市本通町会 南本通町会, 本通中央町会
	9	13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 <b>湯川三丁目町会</b> , <b>榎本町会</b> 戸倉ヶ丘町会, <b>高丘町会</b> 湯川温泉町会, 上野町会 香雪団地自治会, 高丘団地自治会 見晴町会, 鈴蘭丘町会, 滝晴町会				<b>神山町会</b> , 鍛治町会 中道第二町会, <b>陣川あさひ町会</b> 陣川みどり町会
	10	14	<b>花園町会</b> , 函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会, 日吉町第六団地自治会 <b>日吉町会</b> , 日吉東部町会 日吉町北栄会, 日吉北団地会 日吉四丁目町会, ○雇用促進自治会町会 <b>日吉南団地自治会</b> 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会, 日吉親互会		20	10	<b>山の手町会</b> , ひばりが丘町会 <b>函館市東山町会</b> <b>ニュー東山町会</b> <b>東山見晴台団地町会</b> 山の手2丁目中央町会
							小安町会, <b>釜谷町会</b> , 汐首町内会 瀬田来町内会, 弁才町町内会 泊町町内会, 館町町内会, 西浜町会 東浜町内会, 原木二見町会
				21	8	8	日浦町内会, 尻岸内町内会, 中浜町内会 女那川町内会, 日ノ浜町内会 古武井町内会, <b>恵山町内会</b> , 御崎町内会
							榎法華町会 新浜町二町内会, 銚子町内会
							古部町内会, 木直町内会, 尾札部町内会 川汲町内会, 安浦町内会, 白尻町内会 大船町内会, 磯谷町内会

※ 町会数 183町会, 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は函館市町会連合会の区分による。ただし○印は連合会未加入町会

## (6) 街路灯設置および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置する町会、団体、個人に対し、設置工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置および電灯料補助金の推移

(単位：千円)

年度	設 置 費 補 助		電 灯 料 補 助		備 考
	灯 数	補 助 金 額	灯 数	補 助 金 額	
26	2,185	66,973	23,109	90,825	(平成28年度補助基準) ○街路灯設置 工事額の8/10(LED灯については8.5/10)と補助限度額のいずれか少ない方の額
27	3,209	96,538	23,027	90,110	○電灯料 8/10
28	2,686	83,170	22,959	76,280	

## (7) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果がある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け防犯パトロール車に使用する際に、平成22年度から1台につき年額5千円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：千円)

年度	町会数	台 数	交付金額	備 考
26	41	73	365	
27	37	69	345	平成28年度交付基準 青色回転灯装備車 1台 5,000円
28	37	66	330	

## (8) 町会備品設備整備費補助金

町会、自治会等地域住民が組織する団体が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移

(単位：千円)

年度	団体数	補 助 金 額	備 考
27	13	4,296	
28	11	1,838	事業費の2分の1以内とし、限度額50万円

## 5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業（都道府県地域事業）を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業（事業費850,000円）」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

### 平成28年度 地域人権啓発活動活性化事業

事業区分	事業内容
1 人権の花運動	児童が互いに協力し合い、花を育てることにより、情操を豊かにし、命の大切さや相手に対する思いやりの心を身につけてもらうことを目的に、市内の小学校9校に花の苗、土、肥料、プランターを贈った。
2 市電「人権号」の運行および無料貸切電車の運行	モニター付き市電のディスプレイに「人権啓発強調週間」等の啓発項目を、年間に実施される期間ごとに効果的に放映した。 運行期間：H28.5.1～H28.5.31（1ヶ月間） H28.11.1～H28.12.31（2ヶ月間）  人権号に小中学生の人権ポスターコンテスト優秀作品を掲示するほか、同乗した人権擁護委員が車内放送で人権啓発を行ったほか、啓発物の配布等も行った。 実施日：H28.12.4 乗車人数 66人
3 各種啓発物の配布	① 「ノック式消しゴム」の作製・配布 いじめや自殺防止を図るため、啓発文を印字した文房具を作成し、市内小学6年生全員に配布し、人権啓発を図った。 (2,200本)  ② 各種人権関連行事を周知するチラシの配布 各種人権啓発事及び特設人権困りごと相談所の開設等に係るチラシを作成、市民に配布し行事の周知を図った。